学社連携についての一考察

——千葉県における高校開放講座を素材として——

岩本層三
（千葉県教育センター）

はじめに

人間がその一生を通じて学習に努めるべきであることは，洋の東西を問わず古来先哲の教えるところであり，理念としての生涯教育論は決して新しいものではない。今日，生涯教育の問題が改めて論じられることの意味は，「だれでも，いつでも，どこでも」学習できる機会のシステム化を進めることにある。このような施策が国家的に要請される所以は，学習ニーズの未充足とか学習機会の需給にギャップがあるということだけではない。生涯教育が教育の統合化であるということも言い古されているが，行政のいわゆるタテ割り的な考え方では，各分野での充実はあっても，ヨコへ広がった生涯教育への質的転換は望むべくもない。学校教育と社会教育の連携もこのような観点からの現実的施策に着手されるべきであると考えるものである。

学社の連携は，従来いろいろな角度から論議され，また実践に移されている面もあるが，その効果についての分析検討は少ないように見受けられる。学校教育と社会教育の統合ないし連携の理想像はさておき，その両者の現実の接点としては，①自主的な団体活動（子ども会，ＰＴＡ等），②在学青少年の社会教育施設利用，③学校行事での協働，④両者間の人事交流の他に，⑤

学校開放が考えられる。

学校開放には，衆知のように，小・中学校を中心としたスポーツ・文化活動のための施設開放と，大学・高校等での教育機能の開放として，学校開放講座とがある。

広島大学の佐々木正治氏は，この学校開放の意義として特に次の3点を強調している。

① 現状のように国民の教育要求が多様化かつ高度化している社会では，教育目的の実現は学校のみでは完結せず，生涯教育的観点からの接近が必須とされる。

② 学校は高度な文化とその伝達にふさわしい施設・要員を備えており，これを社会教育活動に開放することは，教育の機会均等を具現するとともに，国民の共有財産としての公共施設の有効利用という観点からも望ましい。

③ 都市化の進行に伴い，不足しがちな社会教育施設への現実的な対応策である。

千葉県で高等学校開放講座が開設されたのは昭和29年度に遡り，昭和56年度までの28年間に延152校が開いている。しかしながら，この間その学習内容，運営，評価等についての組織的実証的な研究は殆んど行われておらず，僅かに昨年度千葉県教育センターにおいて「学校開放に関する研究――高等学校開放講座についての一考察――」（同センター研究紀要第197集）がその先鞭をつけているのみである。その中で開放講座の現状について，次のような問題が指摘されている。

① 学習者の志向の的確な把握の困難

② 地域（市町村）の社会教育計画のつながりの不明確

③ 学校教育自体の包蔵する諸問題

そこで本論では，これらの問題を踏まえて高校開放講座――学校開放――を取りまく条件解明の手がかりを求め，ひいては学社連携の推進に資した

い。しかし紙面の制約もあり，焦点を実施機関としての学校サイドの意識の分析に当てていくこととしたい。

1　高等学校開放講座開設の条件

今ここで，学校開放の意義や法的根拠を改めて詳説する余裕はないが，現行の学校開放や開放講座については，学校教育法（第85条）および社会教育法（第6章）等による大きな枠があることはいうをまたない。しかし，実際に開放講座を開設運営していくには，それ以外にも幾つかの課題や隘路が存在することは既述のとおりである。これらの問題を学校の立場から見て，外的および内的な条件に分けて少しく掘り下げて見たい。

外的条件——学校と地域社会

学校と地域社会は歴史的に深い結びつきを持ち，「学校は地域の文化センター，教師は地域の知的リーダー」と言われてきた。しかし産業構造の変化や学歴の向上などにより，学校の地位は相対的に変化した。従来のように，学校がリーダーシップを取り，地域がついていくという関係でなく，相互に協力補完し合って教育的文化的活動を推進していく，いわば統合された関係が望まれている。そのために，地域社会と学校との壁を弾力的にしていく（取り払うことはできないとしても）ことが第1に考えられる。

次には，地域住民——特に成人層の学習意識の向上があげられる。この点は昨年の中教審の「生涯教育について（答申）」においても触れているとおりである(第4章成人期の教育)。このような高度化している学習要求を具体的に把握し，社会教育施設等では充足できない専門的な学習の機会を提供することが要望されている。このように学校学科の特性を生かした開放講座がどのように開設されるかが第2の条件である。

このようなことを具体的に実施に移していくことは，市町村の責務であることは当然であるが，住民の生活課題や学習要求の実態をよく知った上で，行財政計画とつなげて地域の社会教育計画を確立し，その中に開放講座の位

置づけを明確化することが第3の条件である。

内的条件——学校と生涯教育

最近，学校がその性格を変えつつあることは論ずるまでもない。それは「社会の教育化（社会の教育機能の進歩）」とともに，「学校の生活化（学校教育の外への拡大）」という御茶の水女子大学の森　隆夫氏の説に代表されている。また，家庭の教育機能の重要性の認識の増大も見直され，学校・社会・家庭の機能分化は，今までのようにそれぞれが他の領域に足を踏み入れないという考えでなく，三者の連携統合を図る時期に来ているといえよう。また，上記中教審の答申の中で，「各学校段階において，教員自身が生涯教育の意義をより一層理解することが重要であり，その理解を助け，深めるための研修の機会等を充実すべきである。」（ルビ筆者）と述べられていることは重要である。

ここにいう内的条件とは，換言すれば，学校自身が抱えている悩みの解決の一方法として，教員が生涯教育をいかに考え，地域社会とのつながりについてどのような意識を持っているかということであろう。

また，全く視点は異なるが，特に高等学校においては，学校学科の特性により，普通校と職業校の地域社会への意識の違いも考慮すべきであるし，更には地域社会とはなじみの薄い新設校も既設校とは異なった意識や関心を有していると考えられる。

2　高等学校長の意識調査

高等学校開放講座を開設（——学校開放実施——）するための内的条件を追求していくと，大きなものは実施機関の**教員の意識の問題**と，より具体的なこととして**学校管理上の諸問題**であろうと推測される。そこで，千葉県内公立高等学校長130名を対象に，次の事項についてどのような意識を持っているかを調査した。設問の構成としては，抽象的なことから漸次具体的内容へ移していくこととした。

① 地域社会と学校のつながりについてどう考えているか。
② 学校経営の観点から，社会教育の現状をどう見ているか。
③ 学校開放についてどのような意見を持っているか。
④ 高校開放講座開設の要望に対応する心構えはどうか。
⑤ その開設を考える場合の隘路は何か。
⑥ 自校で考えられる開放講座の形態は。
⑦ 自由意見

本調査は，幾多の仮定条件や学校格差を越えて行ったものなので，絶対的な正確さを保証することはできないが，従来学社の関係などについて多分に憶測に過ぎなかったものを，一応数値で表したことに意味があると考えて欲しい。しかし同時に，「建て前と本音」や「総論と各論」の矛盾が処々に現れていることも事実である。

所定期日（56年7月31日）までに回答のあった109校について，「普通校」と「職業校」，「既設校」と「新設校」に分けて，上記各項目の結果のうちの主要なものについて，若干の分析を行った。

〔注〕

(1) 「普通校」（85校）には，理数科，家政科，衛生看護科，体育科を入れた（併置で，学級数が少ないため）。
(2) 「職業校」（24校）は，商業，農業，水産，工業各系の各学科を中心とし，当該職業科の学級数および生徒定員数が学校全体のそれぞれの過半数を占めるものとした。
(3) 昭和51年4月以降に新設または分離独立したものを「新設校」（34校）とし，それ以前からのものを「既設校」（75校）とした。
(4) 以下の図における棒グラフの凡例は次のとおりである。

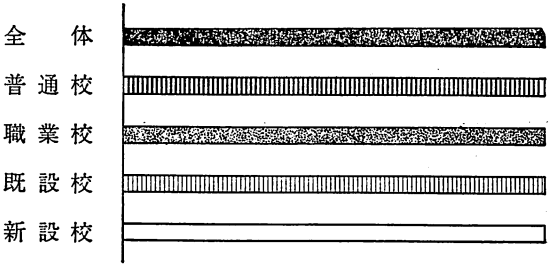

(5) 以下の図表における「指数」は，特に示すものを除き，全体では109，普通校では85，職業校では24，既設校では75，新設校では34で，それぞれの実数を除したものである。

＜Q1＞ 学校と地域社会のつながり

生涯教育の理念は，次第に多くの人々に理解されるようになってきています。それに関して，学校と地域社会のつながりについて次のような意見があります。これらのうちからあなたの考えに近いものを選んでその記号を○で囲んでください。

ア 地域の「学習社会」に対する要望に応えて，学校はその教育資源を開放することにもっと積極的になる必要がある。

イ 生徒の地域社会における活動（社会参加）を積極的に認めて，学校教育の幅を広げることに留意すべきである。

ウ アやイの活動を推進するために，行政の積極的な対応が望ましい。

エ 学校の存在意義は生徒そのものの教育にある。それ以外のことに煩わされてはならない。

オ よく分からないので，何ともいえない。

結果は，ウが最も多く全体で42.9であるが，これは前段に「アやイの活動を推進するために」との目的条件が附されているので，「アーウ」，「イーウ」と重複しているものが多い。なおこのウは各学校種別でも最多である。

第1図

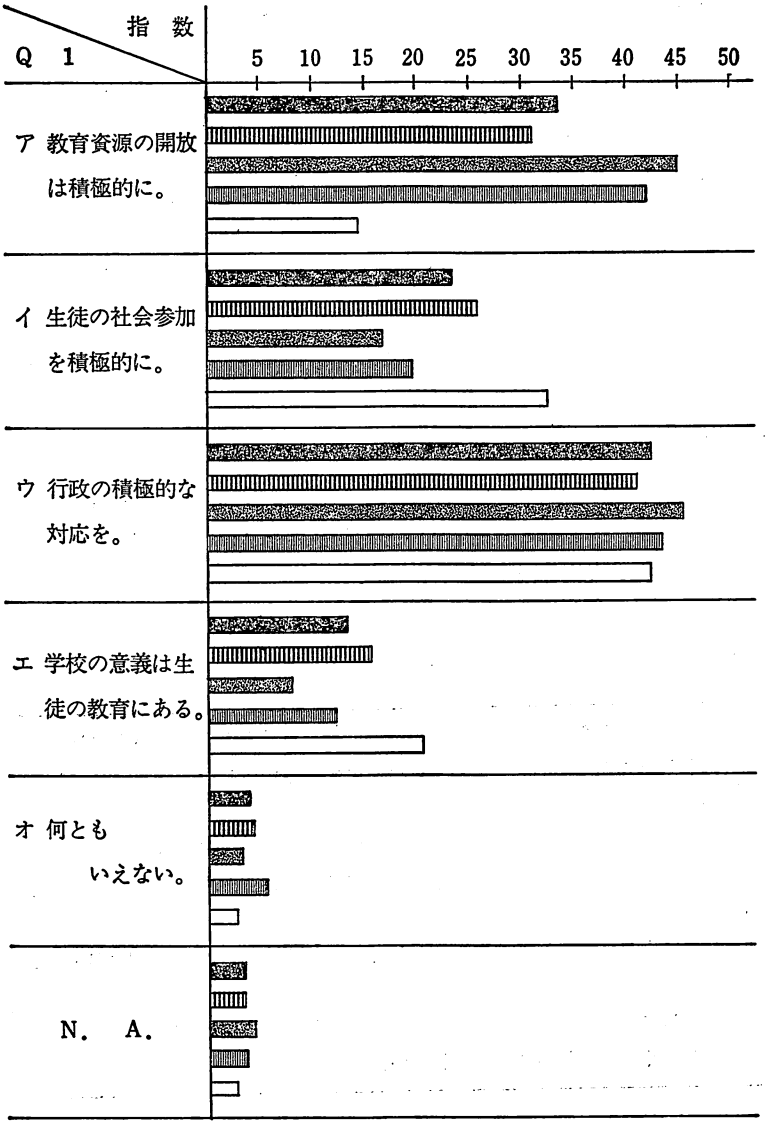
指数
Q 1
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
ア 教育資源の開放は積極的に。
イ 生徒の社会参加を積極的に。
ウ 行政の積極的な対応を。
エ 学校の意義は生徒の教育にある。
オ 何ともいえない。
N. A.

次に多いのがアで，全体で33.9を示している。中でも職業校では45.8と高いことは，職業校が地域社会とのつながりを極めて重視している証左と受けとめられる。

全体の第3位はイの23.9であるが，ここでは特に新設校が32.4と高い。新設校は施設設備あるいは教員配置等の関係で，教育資源の開放には積極的にはなれないが，生徒の社会参加を考えることなどにより，新しい教育活動の展開とともに地域社会とのつながりの強化を求めていると思われる。しかし，全体としてイがアよりも少ないことは，その意義は認めながらも，生徒指導上の問題の発生を危惧しているのではなかろうか。また，現実にその理論や方法についての研究や資料も少なく，今後に残された大きな課題といえよう。

エの，いわば閉鎖的な考え方は13.8であるが，これを多いと見るか，少ないと見るかは問題である。これを本項だけで判断することは難しく，後述の＜Q2＞等と関連して考察する必要があろう。またこのエは，さすがに職業校では実数2校に止まっている。

＜Q2＞ 社会教育の現状への見方

学校経営の観点から，あなたは地域の社会教育の現状をどう見ていますか。次の項目のうちからあなたの考えに最も近いものを選んで，その記号を○で囲んでください。

ア 地域の課題や住民の学習要求に応えていて，現状で十分である。

イ 地域の課題や住民の学習要求に十分応えてはいないが，現状ではやむを得ない。

ウ 現状では十分ではないので，学校としてもできる範囲で協力援助していきたい。

エ 学校としては，生徒の教育以外のことに関心をもつ必要はない。

オ 現状がよく分からないので，何ともいえない。

全体として，「学校経営という観点から」という条件の下では，88.2%が

第2図

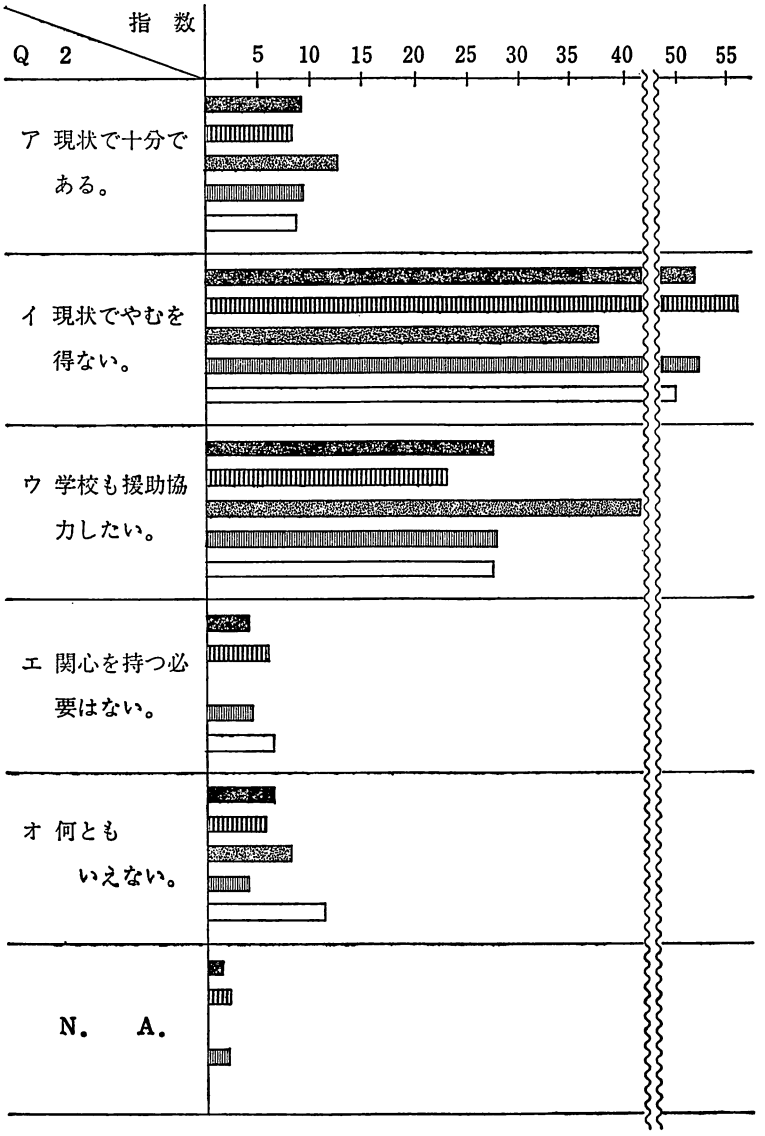
指数
Q 2
5
10
15
20
25
30
35
40
50
55
ア 現状で十分である。
イ 現状でやむを得ない。
ウ 学校も援助協力したい。
エ 関心を持つ必要はない。
オ 何ともいえない。
N. A.

何らかの形で関心を示しているのは当然であろう。しかしアは9.2に過ぎずイが圧倒的に多い。ウがこれに次ぐが，特に職業校では41.7に達している。

見方を変えれば，＜イ＋ウ＞の79.8が，現在の地域の社会教育活動が不十分であると認識している訳で，後述の「自由意見」と併せて考えると，社会教育全般に「力不足」の感を懐いていると見受けられる。

ところで，ウの意見が27.5（実数30校）に達しているにも拘らず，56年8月に千葉県教育庁企画室の行った「市町村の社会教育関係事業における公立学校職員の活動状況実態調査」によると，高等学校職員数6,367人（A）に対し，市町村の社会教育事業に関係している教職員は僅か73人（B）に過ぎず，B／A＝1.15%となっている。これに校長等の各種委活動（社教委員等）や，県教委の直轄事業，更には社教関係団体への協力活動を加えても，4.0%（250人）程度と推測されるに過ぎない。これは本論での調査が，飽くまで「校長の考え方」を対象としたもので，現実の姿とのギャップの一端を示したものといえる。なお，エのいわば「無関心派」はQ1のエの「閉鎖派」より更に少ない。

＜Q3＞ 学校開放についての考え方

学校教育法第85条及び社会教育法第44条には，それぞれ「学校教育に支障のない限り」学校開放を行うべき旨が規定されています。あなたは学校開放についてどうお考えですか。次の項目からあなたの考えに近いものを選んで，その記号を○で囲んでください。

ア 体育施設・文化施設として，市民利用のための開放は積極的に行うべきである。

イ 開放をする場合には，学校管理上その条件は相当厳しくするべきである。

ウ 真に止むを得ない場合のほかは，開放は避けるべきである。

エ 施設のみならず，教育機能の開放（例えば開放講座など）も行うべきである。

オ 何ともいえない。

第3図

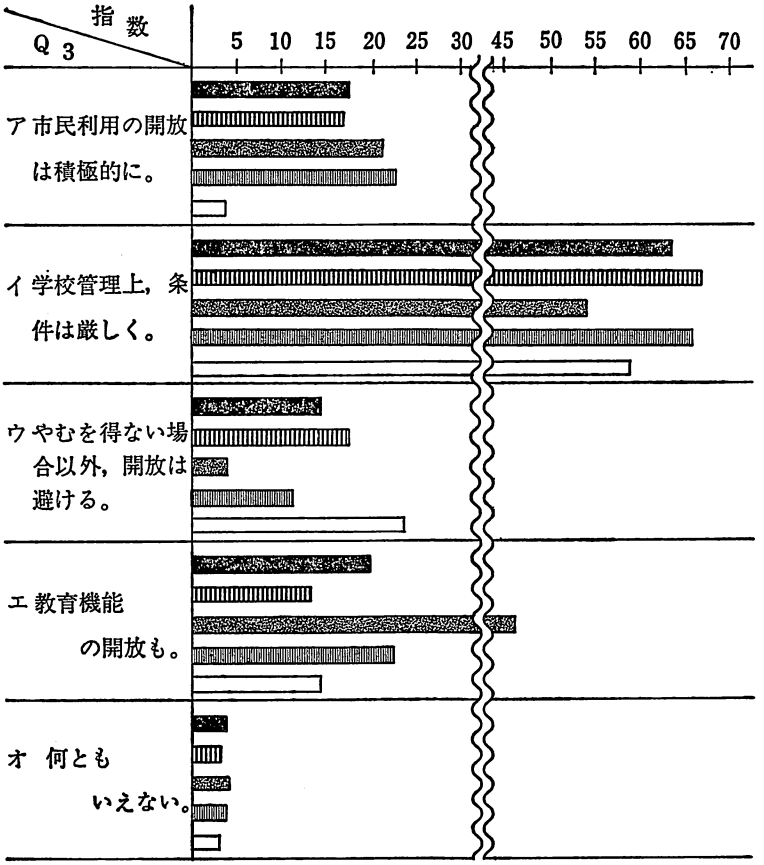
指数
Q 3
5 10 15 20 25 30 45 50 55 60 65 70
ア 市民利用の開放は積極的に。
イ 学校管理上，条件は厳しく。
ウ やむを得ない場合以外，開放は避ける。
エ 教育機能の開放も。
オ 何とも いえない。

第 4 図

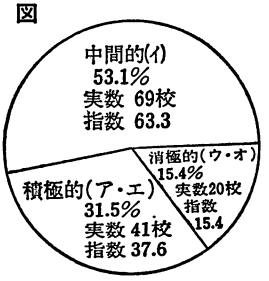
中間的(イ)
53.1%
実数 69校
指数 63.3
消極的(ウ・オ)
15.4%
実数20校
指数
15.4
積極的(ア・エ)
31.5%
実数 41校
指数 37.6

本設問では，前段に現行法を条件として示したので，全面的に否定の立場を取った学校はない。全体としてイの多い（63.6）ことは事前から予想されていたとおりであり，またアとエの重複も幾つか見受けられる。エは職業校で多い（45.8）ことは既述の点からも当然であろうが，新設校でも14.7に達しているのは，同じ新設校がアでは5.9しかないことと比べてどう考えるべきであろうか。

＜Q４＞　高校開放講座開設の要望への対応

> 今後，地域で高校開放講座開設の要望が高まってきた時には，あなたの学校ではこれに対応する心構えがありますか。次の項目のうちから選んでその記号を○で囲んでください。
> ア　有る　イ　無い　ウ　何ともいえない

「……きた時には」という条件付きで，しかも具体性のある設問なので，ウが多いことは首肯できる。第５，６図で明らかなように，アとウがほぼ拮抗しており，イと無答は極めて少ない。また，アが職業校で高いのは当然ながら，新設校でも41.2と高いことも見逃すことができない。

第５図

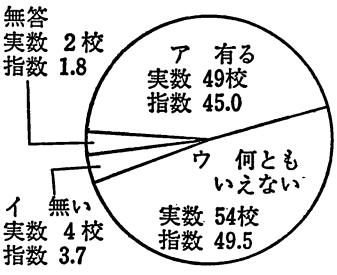

更に，アとウについてはＱ２およびＱ３と関連させて見ることとする（第７図）。

これによると，例えばＱ２「ウ　学校も援助協力したい」では具体的方法はともかく，Ｑ４の「有る」が「何ともいえない」の４倍の数値（全体で）になっている。その他全般に「何ともいえない」は高低の差が激しく，考え方に安定性が欠けているようである。

第6図

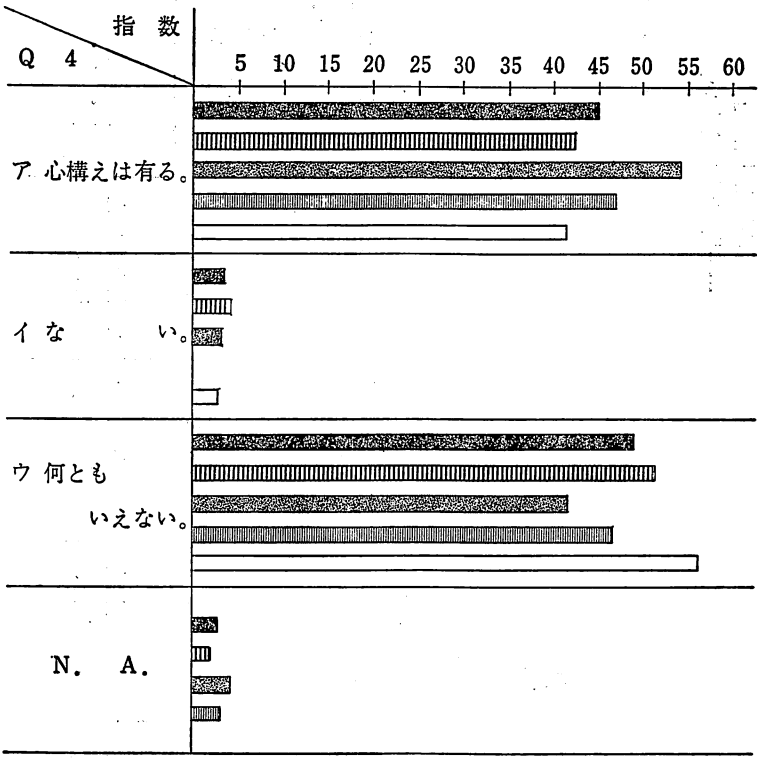

＜Q5＞ 高校開放講座開設の隘路

もし，あなたの学校で開放講座の開設を考える場合（現実に可能でも，あるいは不可能でも），その隘路としてはどんなことが予想されますか。次の項目のうちから選んでその記号を○で囲んでください。なお，補足的な意見があれば（ ）内――省略――に記入してください。

ア 学校管理上に問題が生じるおそれがある。
イ 学校行事との調整に困難が考えられる。
ウ 適格な指導者（教員）がいない。
エ 教職員の理解と協力を得ることが難しい。

第7図

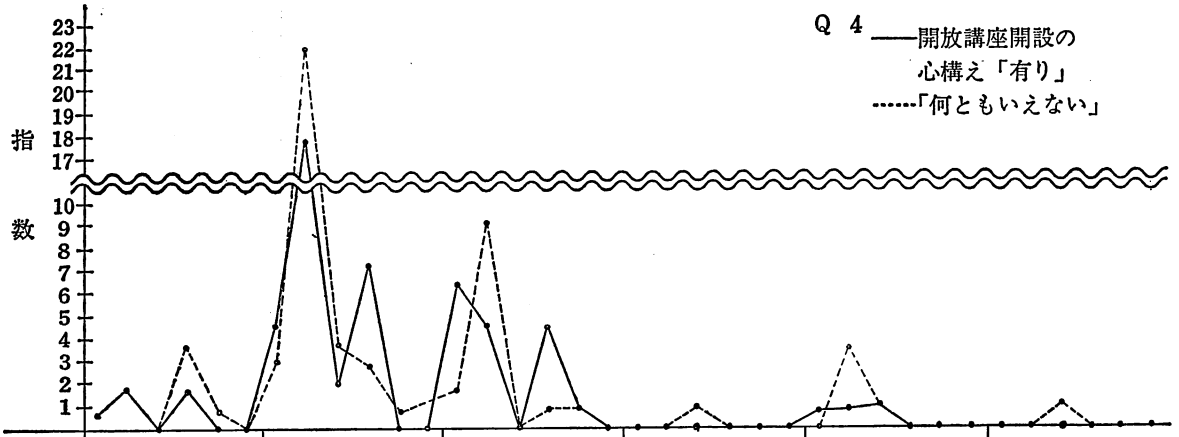

Q 3 学校開放についての考え方	Q 2 社会教育の見方
ア 市民利用の開放	ア 現状で十分である。
イ 管理は厳しく止むを得ない場合	
ウ 教育機能の開放も以外は開放しない	
エ 何ともいえない	
オ N. A.	
ア 市民利用の開放	イ 現状で止むを得ない。
イ 管理は厳しく止むを得ない場合	
ウ 教育機能の開放も以外は開放しない	
エ 何ともいえない	
オ N. A.	
ア 市民利用の開放	ウ 学校も協力援助したい。
イ 管理は厳しく止むを得ない場合	
ウ 教育機能の開放も以外は開放しない	
エ 何ともいえない	
オ N. A.	
ア 市民利用の開放	エ 関心を持つ必要なし。
イ 管理は厳しく止むを得ない場合	
ウ 教育機能の開放も以外は開放しない	
エ 何ともいえない	
オ N. A.	
ア 市民利用の開放	オ 何ともいえない。
イ 管理は厳しく止むを得ない場合	
ウ 教育機能の開放も以外は開放しない	
エ 何ともいえない	
オ N. A.	
ア 市民利用の開放	N. A.
イ 管理は厳しく止むを得ない場合	
ウ 教育機能の開放も以外は開放しない	
エ 何ともいえない	
オ N. A.	

オ　開設以前に住民の学習意識の把握が困難。
カ　開設以前に開放講座の意義についての啓蒙が必要。
キ　受講者の募集方法に困難が考えられる。
ク　その他

この設問は，Q４で心構えの「有る」・「無い」・「何ともいえない」に拘らず，隘路として考えられるものを訊ねたものである。従って，特に「有る」と「何ともいえない」との考えには若干の差違があるが，それは後述する。

第８図で見られるように，アとイの多いことは予想されたとおりである。殊にアが各学校分類を通して最多であるが，中でも新設校では顕著である。内容的には単に施設設備の管理面のみでなく，種々の問題が含まれており，後掲の「自由意見」にも反映されている。また，オ，カも相当数が示されているが，これらは本来的には市町村教委の責務と考えるべきであろう。

次にＱ４の「有り」および「何ともいえない」と隘路を関連させたのが第９図である。プロフィルとしては両者に大差はないようであるが，個々に見ると，ア，イ，ウ，エは「何ともいえない」ほうが多く，オ，カ，キは「有る」ほうが多い。一概にはいえないが，隘路についても，「有る」には具体性が強く，「何ともいえない」はやや理由づけが先走っている印象を受ける。

＜Ｑ６＞　高校開放講座の予測形態

もし，あなたの学校で現実に開放講座を開設するとすれば，どのような形態が考えられますか。予測できる範囲で結構ですから，適当と思う事項の記号を○で囲んでください。また（　）のある項には考えられるものを記入してください。なお，本項については別添（省略）の「昭和56年度千葉県高等学校開放講座開設要項」を参考にしてください。

①実施主体　ア　県教委　イ　市町村教委　ウ　学校　エ　その他（　　）
②実施時間数　ア　40時間以上　イ　40～30時間　ウ　30時間以下　エ　その他（　　）

第8図

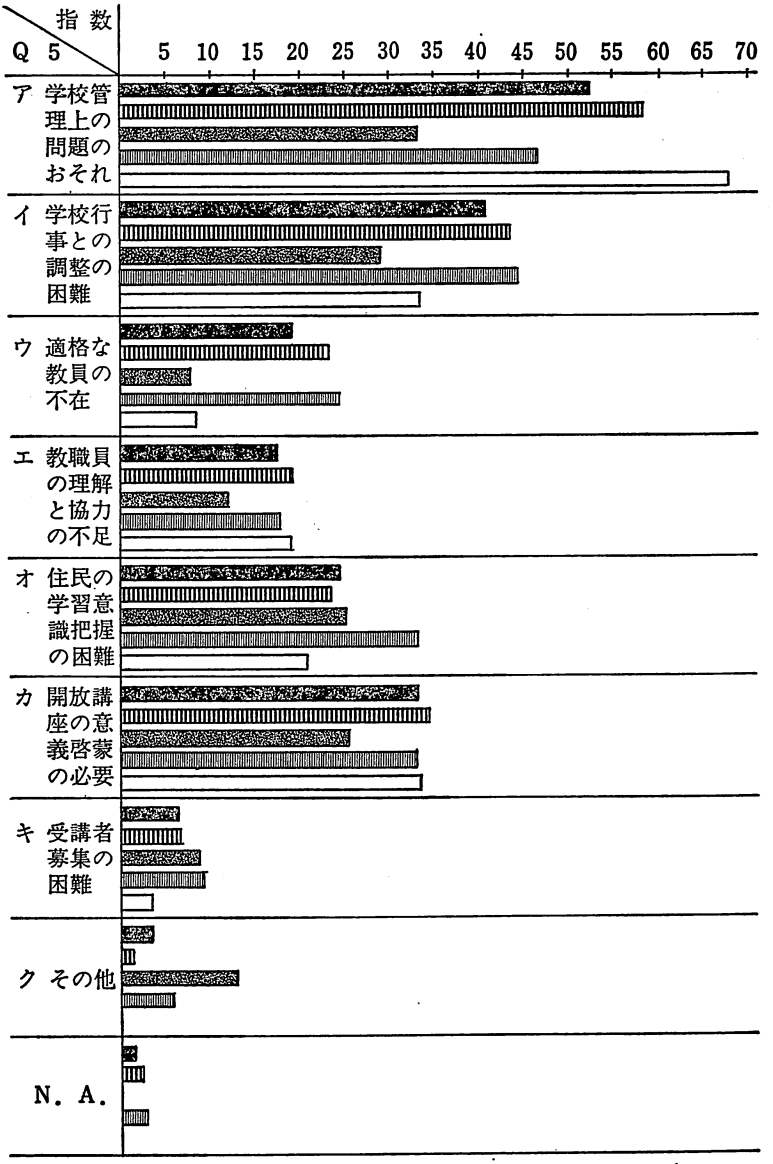
指数
Q 5
5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70
ア 学校管理上の問題のおそれ
イ 学校行事との調整の困難
ウ 適格な教員の不在
エ 教職員の理解と協力の不足
オ 住民の学習意識把握の困難
カ 開放講座の意義啓蒙の必要
キ 受講者募集の困難
ク その他
N. A.

第9図

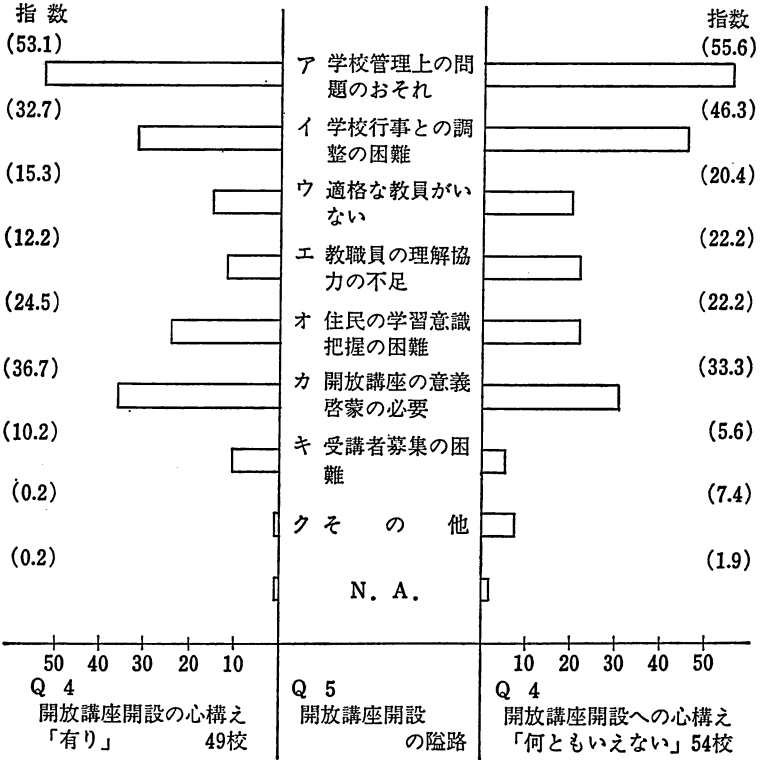

③学習内容 ( ) ( ) ( )
④受講対象 ア 成人一般 イ 婦人 ウ 青年 エ 高齢者 オ その他
( )
⑤実施時期……省 略
⑥所要経費……省 略

前述のような地域社会とのつながりや社会教育の現状への見方等を踏まえ，更に二重三重の仮説に立った設問なので，他の設問に比して無答が多く現れている。また，現実に開放講座を開設した経験のある学校（校長）とそ

うでないところでは大きな差違が認められる。従って，本項の回答の数値は，資料として全幅的に信頼を置くことには遅疑せざるを得ない。しかし，社会教育の直接の担当者にはある程度の参考にはなるであろう。そこで，第10図にはその一部である①，②と④の結果だけを示すこととする（既設・新設校の分類は行わなかった）。

①「**実施主体**」では，僅かながらアよりイが多く，ウも17.4ある。このウの具体的な形態は推測し難いが，学校の主体性を生かしたい意向の現れと思われる。また，エの中でＰＴＡをあげているところも数校あり，検討の要がある。しかし，この項でも未実施の学校では不確実な様相が感じられる。

②「**実施時間数**」では，アが46.8とほぼ半ばでイが24.8とこれに次いでいる。これは添付資料に準拠したためと考えられるが，実態からして妥当なところであろう。

④「**受講対象**」では，予想どおりアが61.4と最も多く，イがこれに次ぎ，エは思ったより少なく7.3に過ぎない。ウが8.3あるのは中卒者，高校中退者を対象にしたいと考えている（現実には極めて困難と思われる）のと，地域在住の卒業生を対象に考えている学校があるためである。またオにはＰＴＡ会員を対象（家庭教育などを内容に）に考えている数校があることも注目される。

＜Ｑ７＞ 自由意見

学社の連携，特に学校開放ないし開放講座について，全くフリーに書いてもらったので，内容は極めて多岐にわたり，かつ150項目にものぼる多数の意見が寄せられた。これらを集約分類することは困難であったが，やや恣意的に学校ごとの意向を，「積極的」，「中間的」，「消極的ないし否定的」に分けてみたのが第11図および第12図である。

全体として「中間的」な意見が多いことは，既述の各項目から考えても当然といえよう。学校種別によって目新しい差異は認められないが，敢えて言えば，職業校ではマイナスの意見が少なく，新設校では積極的な意見が少ないことである。

第10図

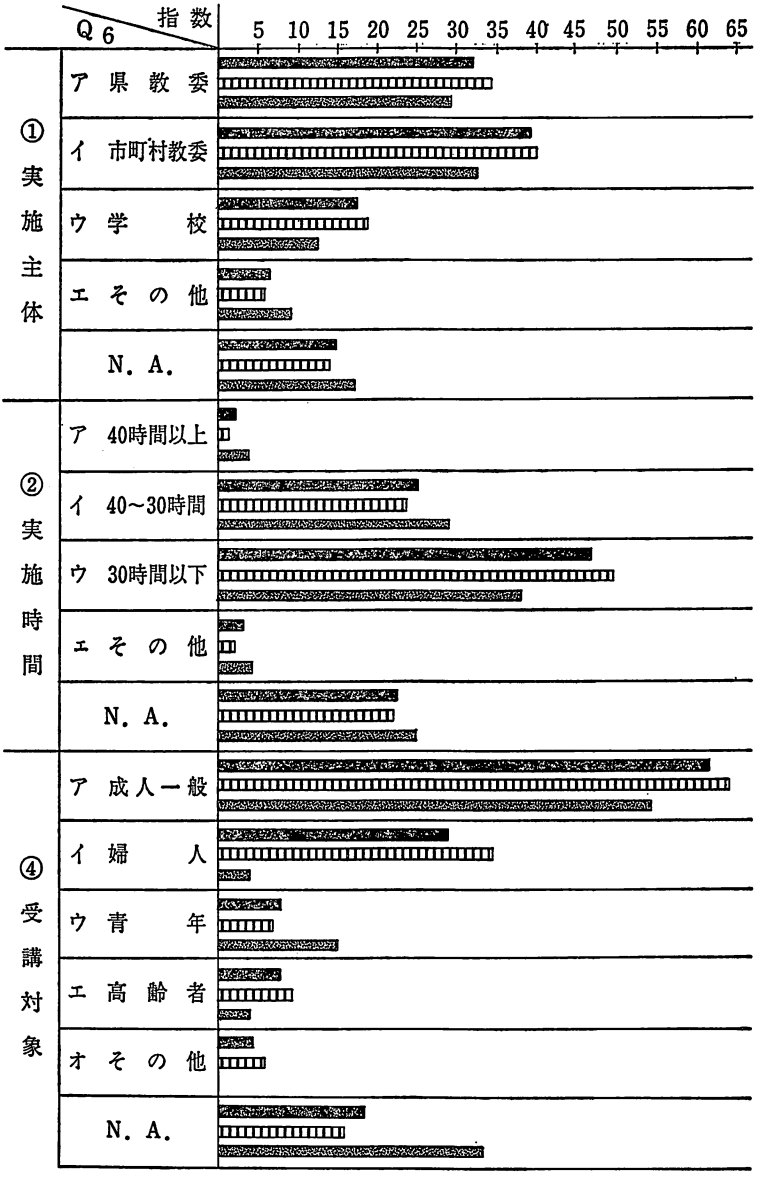
Q6
指数
5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65
①実施主体
ア 県教委
イ 市町村教委
ウ 学校
エ その他
N. A.
②実施時間
ア 40時間以上
イ 40～30時間
ウ 30時間以下
エ その他
N. A.
④受講対象
ア 成人一般
イ 婦人
ウ 青年
エ 高齢者
オ その他
N. A.

150にのぼる意見のすべてを示すことは，紙面の都合上不可能なので，内容的に5に分類して主要なものだけを紹介することにする。しかし，これらの分類は相互に関連し，あるいは矛盾しているものもあり，また少数意見でも重要な意味をもっているものがあることを見逃すわけにはいかない。

第11図

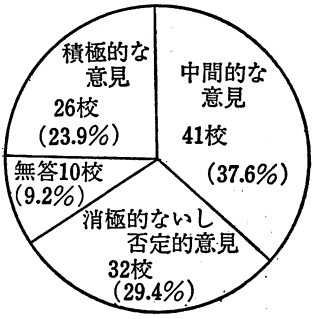

① **学校・管理運営に関すること**（54）

自由意見の中で最多数であり，中でも「学

第12図

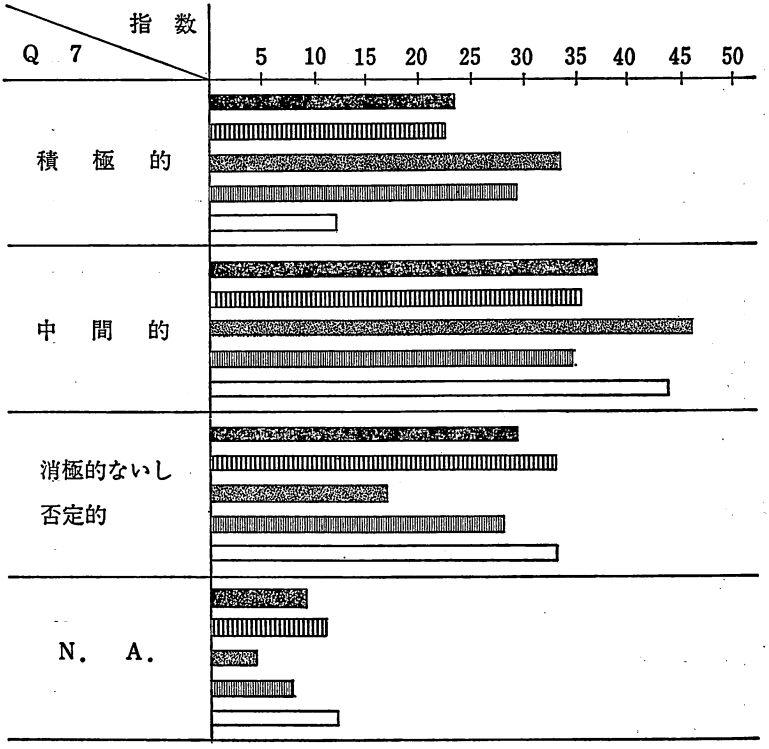

校行事や生徒の部活動と競合して調整が困難である。」と心配している学校が20に上る。これはQ5のアとイの結果と一致しており，校長としての最大の関心事であることを示している。次に施設の管理に関して，「機械警備による支障」を11校が指摘しているが，現実に開放講座の開設や学校開放を実施している学校からは，その意見は示されておらず矛盾を感じる。この他施設には事前から開放を予想して，設計上の配慮をすべきであるとの意見（6校）は妥当なものと思われる。

更に注目すべきは，「管理上の問題についての責任（事故対策を含めて）を行政上明確にしてほしい。」とするものが10校にのぼることである。この問題は今後この種の事業を推進するに当たってのキーポイントの一つと考えられる。

② 教員・指導者に関すること

ここで多い意見は，「教職員の負担が過重になる(余裕がない)。」（8校）であるが，その中には「特定の担当者だけでなく，結局は全職員に負担がかかる。」という極端なものもある。次には「教職員の実態（理解と協力の不足）から無理である。」（5校）があげられるが，これに関連して，生涯教育の観点に立った学社の連携について，学校教育関係者全員に積極的な啓蒙活動をする必要があると指摘している校長もいる。また，「職員の服務管理上の問題（事故対策を含めて）を行政上明確にしてほしい。」という声もあるが，これは「開放講座を継続して開設する場合には校外（または近接校）から補充応援を。」という要望とともに，市（町村）教委による開放講座の開設（県立高等学校での）が増加しつつある現状と関連して，無視できない重要な課題と考えられる。

総体的には，「教職員を市町村へ講師として派遣する程度が適当。」というのが現実の校長の感覚ではないであろうか。しかし，これも前述（p. ～72）のような実際の協力状況では，これで適当といえるであろうか。

③ 行政（社会教育を含む）への要望（37）

自由意見の中で最も厳しいものが集中している。Q1でも「行政の積極的

な対応」を望む意見が顕著であったが，ここでは「市町村の社会教育体制の立遅れが目立つ。」との指摘が多い（8校）とともに，「市町村教委と学校との緊密化」の要望も強い（7校）。これらのことは，学校サイドにおける社会教育の実情についての知識の不足にも一因があろう。また同時に，高校開放講座の開設に直接関係することとして，「住民の学習意識の調査・啓蒙」について市町村教委の積極的な活動を望んでいるとともに，「十分な財政的裏付けが肝要である。」としている。

④ 一 般 論

多くの意見の中で，消極的ないし否定的な考え方が端的に現れている分野である。例えば，「社会教育から高校に期待されていることはない。」，あるいは「学校教育の機能を社会教育に転用することは無理。」等々……。しかし反面で，「学校開放や開放講座は住民と学校のスキンシップになる。」といった前進的な考え方もないわけではない。そして中には，「学社の連携としては，PTA 活動の振興が先行すべきである。」（3校）というような重要な意味をもつものもある。全体としては，「総論としては賛成だが，各論となると？」（3校）といった意見が象徴的なようである。

高等学校長の意見の総合的見解

今までに紹介してきた調査結果から，直ちに結論を引き出すことはやや早計の感もあるが，全体を通して**学社の連携**について積極的と思われる意見の持ち主は約25％（職業校では40％程度）であろう。そして，その重要性は認識しているものの，社会教育側の体制の不備や，市町村教委との接触連絡の不足を強調する声が高い（特に県立高校において）。また，学社連携の第一歩はPTA活動の振興からという，現実的な意見も決して無視することはできない。

次に**学校開放**についても，客観的にはその必要性は認めながらも，現実に自校の開放となると，当然のことではあるが管理上の責任を痛感しており，行政的にその責任の限界を明確化するとともに，実施段階での事務処理などにも綿密な行政的配慮を希望している。その意味では，行政依存の姿勢が強

いと言われてもいたしかたない。更に高校開放講座に関しても，条件さえ整えば地域住民の要望に応えて開設してもよいとする学校は半ばに近いが，反面その条件そのものについて数多くの隘路が示されている。中でも重要なものは上述の管理上の諸問題と，教職員の理解と協力の促進と言えよう。

結局，広義の学校教育と社会教育の連携に対しては，建て前論・総論としては賛成であるが，自ら主体的に実践に移していくには退嬰的で，今後行政からの指導援助をまつという意見が4分の3を占めていると見てよかろう。

おわりに

現在の教育行政のしくみの中で，学社連携の一手段としての高等学校開放講座の望ましい姿を考える場合，社会教育法および学校教育法等の検討はさて置いて，現実の課題への対応策を考えると，学校サイドの自主的な活動のみを期待し，依存することは百年河清を待つに等しい。その課題を整理してみると（既述の内容と重複するところもあるが），次の4点に絞られよう。

(1) 地域社会教育計画の中に明確な位置付けをすること。

既述（p. 65）のとおり，地域住民を対象とする具体的な社会教育事業展の開は，市町村（教育委員会）の本来的な責務（地教行法第23条及び社教法第5条）であることは自明である。それぞれの地域での学習要求や課題にどう対処するかは，一定の方針に即して策定された計画に基づき，各種の社会教育事業を推進することにより解決されねばならない。その計画は需要（学習要求や課題）と供給（施設や事業）のバランスをいかに取るかであり，開放講座（のみならず，学社連携のすべて）等も当然この中に織り込まれているべきであろう。そして，従来の多くの例のように県教委による開放講座の開設は，広地域をカバーするものとか真に実験的なものに限定し，直接の主催は市町村へ移す方向へ進むべきである。

(2) 学校教育関係者の理解と協力の促進

学社連携に関して，学校教職員が社会教育活動に直接協力することは教職

員の本務であるとは言えない。しかし，p. 66に示したとおり，生涯教育の意義を十分に理解し，それに基づいた地域社会との新しいつながりを深めることは，学校教育自身の望ましい発展のためにも必要であろう。このことを教職員のみならず，学校教育に関係する者全員が認識するように努力するべきであるし，そのような研修の機会を提供することも行政の責務と考えるものである。

(3) 施設管理及び教職員の服務

前節で示したように，十数校がこれらのことを学校開放ないし開放講座の隘路として取り上げている。特に近時，市（町村）が県立学校の施設や教職員の活用を図ることが増加し，また開放講座等においても近接校の教職員の応援を仰ぐようなケースが生じている。このようなことから，事故対策を含めて諸種の問題が発生する可能性がある。これら管理面のことについては，法的な多岐にわたる制約もあり，安易に対案を提示することはできない。当面，施設の使用関係については，それぞれの自治体における「財産管理規則」に基づく筋の通った適確な措置を取ることが肝要であろう。それとともに，これら管理上の問題について，県及び市町村教委の関係担当者（学社双方）と学校管理者の代表者による「検討委員会」を設置し，そこでの具体的かつ弾力的な対策の研究を提唱したい。

(4) ＰＴＡ活動の振興

前節の調査でも，「学社連携はＰＴＡ活動の振興が先決」との指摘があり，「開放講座もＰＴＡ会員を対象にして」との意見もあった。従来高校ＰＴＡは小・中学校のそれに比して不活発で，無用論さえ生まれていた。その主な理由は会員が広地域に分散しており，地域活動が難しいのと，いわゆる財政援助的存在としての期間が長かったことがあげられている。だが最近では，ＰＴＡ見直し論として，「子どもの将来を，あるいは人間としてどう生きたらよいか，などということを考えたり，自分の教養を高める活動をしたり，高校生の生活指導についての研修を重ねる」とかいう，いわば生徒理解を中心とした動きも起こってきており，広地域をカバーする意味で広報活動に力

を入れる団体も出てきている。このような中で，義務教育段階での「家庭教育学級」と対比させた開放講座を考えるのも一案である。

この小論における真の目標は，「望ましい高校開放講座が開設されていくためには，現行法の規定の研究をはじめとして，もっと掘り下げた理論的・実践的研究と，それに基づいた運用規定の整備をしなければならない。」ということであった。そして，県内公立高校長の意識調査を行ってみて，一層その感を強くした次第である。しかしながら，実際にその条件整備の研究に着手してみると（本論では全部を掲載できなかったが），内容が複雑多岐にわたり，小生の微力では如何ともし難いと痛感した。また，例えば受講料徴収のように大きな課題として取り上げるべきことは分かっていながら，検討の余裕さえなかったものもある。従って，ここでは幾つかの当面の課題の提起と，管理問題を中心とした検討委員会の設置の提唱に止めた次第である。

最後に，この小論の内容をもう少し具体的に知りたい方は，

- 千葉県教育センター研究紀要第197集「学校開放に関する研究――高等学校開放講座についての一考察――」
- 千葉県教育センター研究紀要第207集「高等学校開放講座開設の条件に関する研究――学校開放促進のために――」

を参照されることを希望する。

【主要参考文献】

○福原匡彦他著『概説　社会教育行政』第一法規，昭和42年
○稲生勁吾著　『社会教育調査の仕方と事業計画のたて方』教友社，昭和55年
○持田栄一他編『生涯教育事典』ぎょうせい，昭和54年
○沖原豊他編著「講座教育行政(2)」協同出版，昭和53年
○森隆夫著『学校と社会』教育開発研究所，昭和51年
○吉本二郎他編『学校と地域社会』（現代学校教育全集21）ぎょうせい，昭和55年
○塚本哲人他編『社会教育の経営』（社会教育講座3）昭和54年
○日高幸男編著『社会教育実践の方法・技術』全日本社会教育連合会，昭和56年